

新旧対照表

○神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例

新	旧
<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>たばこ</u> <u>たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。</u></p> <p>(2) <u>喫煙</u> <u>人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙(蒸気を含む。以下同じ。)を発生させることをいう。</u></p> <p>(3) <u>受動喫煙</u> <u>人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。</u></p> <p>(4) <u>公共的空間</u> <u>不特定又は多数の者が出入りすることができる屋内又はこれに準ずる環境(居室、事務室その他これらに類する屋内又はこれに準ずる環境であって、専ら特定の者が出入りする区域並びに喫煙関連研究場所(健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)第28条第14号に掲げる喫煙関連研究場所をいう。)、喫煙専用室(法第33条第3項第1号に規定する喫煙専用室をいう。以下同じ。)、法第40条第1項各号に掲げる場所及び健康増進法施行令(平成14年政令第361号)第4条第1号に該当する施設を除く。)をいう。</u></p> <p>(5) <u>公共的施設</u> <u>公共的空間を有する施設(車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む。以下同じ。)のうち、次に掲げる施設をいう。</u> <u>ア 特に受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として別表第1に掲げるもの及び官公庁施設(以下「県第1種施設」という。)</u> <u>イ 特に受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設として別表第2に掲げるもの(県第1種施設を除く。)(以下「県特定第1種施設」という。)</u></p>	<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>受動喫煙</u> <u>室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこ(たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。以下同じ。)の煙(蒸気を含む。以下同じ。)を吸わされることをいう。</u> <u>(新規)</u></p> <p>(2) <u>公共的空間</u> <u>不特定又は多数の者が出入りすることができる室内又はこれに準ずる環境(居室、事務室その他これらに類する室内又はこれに準ずる環境であって、専ら特定の者が出入りする区域並びに喫煙関連研究場所(健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)第28条第14号に掲げる喫煙関連研究場所をいう。以下同じ。)、喫煙専用室(法第33条第3項第1号に規定する喫煙専用室をいう。以下同じ。)、法第40条第1項各号に掲げる場所及び健康増進法施行令(平成14年政令第361号)第4条第1号に該当する施設を除く。)をいう。</u> <u>(新規)</u></p> <p>(3) <u>公共的施設</u> <u>公共的空間を有する施設(車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む。以下同じ。)のうち、次に掲げる施設をいう。</u> <u>ア 特に受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設として別表第1に掲げるもの(以下「県第1種施設」という。)</u> <u>(新規)</u></p>

新	旧
<p>ウ 受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設として別表第3に掲げるもの（以下「県第2種施設」という。）</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(7)・(8)</u> (略)</p> <p>第3条～第7条 (略)</p> <p>(指定たばこ専用喫煙室の規制)</p> <p>第8条 県特定第1種施設の施設管理者は、その管理する公共的施設に指定たばこ専用喫煙室（健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項の規定により読み替えられた法第33条第3項第1号に規定する指定たばこ専用喫煙室をいう。以下同じ。）を設置してはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第9条・第10条 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>イ 受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設として別表第2に掲げるもの（以下「県第2種施設」という。）</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> 喫煙 たばこに火をつけ、又はこれを加熱し、その煙を発生させることをいう。</p> <p><u>(6)・(7)</u> (略)</p> <p>第3条～第7条 (略)</p> <p>(指定たばこ専用喫煙室の規制)</p> <p>第8条 県第1種施設の施設管理者は、その管理する公共的施設に指定たばこ専用喫煙室（健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項の規定により読み替えられた法第33条第3項第1号に規定する指定たばこ専用喫煙室をいう。以下同じ。）を設置してはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第9条・第10条 (略)</p> <p><u>(表示等)</u></p>
<p>(立入調査等)</p> <p>第11条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、施設管理者に対し、<u>その管理する公共的施設における受動喫煙の防止に関する取組の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又はその指定した職員に、公共的施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指導及び勧告)</p> <p>第12条 知事は、施設管理者に対し、<u>その管理する公共的施設における受動喫</u></p>	<p>第11条 <u>施設管理者は、公共的施設について禁煙（公共的施設の全部（喫煙関連研究場所及び法第40条第1項各号に掲げる場所を除く。以下この項において同じ。）を喫煙することができない区域とすることをいう。）の措置を講じたときは、規則で定めるところにより、当該公共的施設の入り口に、当該公共的施設の全部が喫煙禁止区域である旨の表示をしなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定によるもののほか、施設管理者は、受動喫煙を防止するために講じた措置について、その管理する公共的施設の利用者に周知させるよう努めるものとする。</u></p> <p>(立入調査等)</p> <p>第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、施設管理者に対し、<u>受動喫煙の防止に関する取組の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又はその指定した職員に、公共的施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指導及び勧告)</p> <p><u>(新規)</u></p>

新	旧				
<p><u>煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができる。</u></p> <p>2 知事は、施設管理者が第8条第1項、第9条（法第34条第1項又は法第36条第1項による勧告をする場合を除く。）又は第10条第1項（業務に従事する者が立ち入る場合を除く。）の規定に違反していると認めるときは、当該施設管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>（公表）</p> <p>第13条 知事は、必要があると認めるときは、前条第2項の規定による勧告に従わない施設管理者が管理する公共的施設の名称、違反の事実その他の規則で定める事項を公表することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（命令）</p> <p>第14条 知事は、第12条第2項の規定による勧告を受けた施設管理者が当該勧告に従わないときは、当該施設管理者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>第15条・第16条 （略）</p> <p>（罰則）</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>（1）第11条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>（2）第14条の規定による命令に違反した者</p> <p>附 則</p> <p>1～3 （略）</p> <p>（検討）</p> <p>4 知事は、令和4年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="129 1329 1115 1442"> <tr> <td data-bbox="129 1329 264 1442">(1)</td> <td data-bbox="264 1329 1115 1442">幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに類するもの</td> </tr> </table>	(1)	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	<p>第13条 知事は、施設管理者が第8条第1項、第9条（法第34条第1項又は法第36条第1項による勧告をする場合を除く。）<u>、</u>第10条第1項（業務に従事する者が立ち入る場合を除く。）又は第11条第1項の規定に違反していると認めるときは、当該施設管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを<u>指導し、又は</u>勧告することができる。</p> <p>（公表）</p> <p>第14条 知事は、必要があると認めるときは、前条の規定による勧告に従わない施設管理者が管理する公共的施設の名称、違反の事実その他の規則で定める事項を公表することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（命令）</p> <p>第15条 知事は、第13条の規定による勧告を受けた施設管理者が当該勧告に従わないときは、当該施設管理者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>第16条・第17条 （略）</p> <p>（罰則）</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>（1）第12条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>（2）第15条の規定による命令に違反した者</p> <p>附 則</p> <p>1～3 （略）</p> <p>（検討）</p> <p>4 知事は、<u>施行日</u>から起算して3年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1115 1329 2107 1442"> <tr> <td data-bbox="1115 1329 1249 1442">(1)</td> <td data-bbox="1249 1329 2107 1442">幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに類するもの</td> </tr> </table>	(1)	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
(1)	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに類するもの				
(1)	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに類するもの				

新		旧	
(2)	ア 病院、診療所又は助産所 イ 薬局 ウ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の 施術所	(2)	ア 病院、診療所又は助産所 イ 薬局 ウ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の 施術所
(3)	保育所、児童厚生施設その他これらに類するもの	(3)	劇場、映画館又は演芸場
(4)	介護老人保健施設、介護医療院	(4)	観覧場
(5)	前各項又は別表第2若しくは別表第3の各項に掲げる公共的施設 が所在する建築物又は工作物（出入口、廊下、階段、エレベーター、 便所その他の一般公共の用に供される区域に限る。）	(5)	ア 集会場又は公会堂 イ 火葬場又は納骨堂 ウ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
		(6)	展示場
		(7)	体育館、水泳場、ボーリング場その他の運動施設
		(8)	公衆浴場
		(9)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
		(10)	銀行その他の金融機関
		(11)	郵便事業、電気通信事業、水道事業、電気事業、ガス事業又は熱 供給事業の営業所
		(12)	ア 公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供す る施設 イ 旅客の運送の用に供する電車、自動車その他の車両又は船舶（運 行する路線又は就航する航路の起点及び終点が県内にあるものに 限る。）
		(13)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
		(14)	動物園、植物園、遊園地その他これらに類するもの
		(15)	老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生 施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
		(16)	官公庁施設
		(17)	前各項又は別表第2の各項に掲げる公共的施設が所在する建築物 又は工作物（出入口、廊下、階段、エレベーター、便所その他の一 般公共の用に供される区域に限る。）
		備考 この表に掲げる公共的施設には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等 に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9 項に規定する店舗型電話異性紹介営業（以下「店舗型性風俗特殊営業等」	

新		旧	
別表第2（第2条関係）		という。）を営む店舗を含まないものとする。 (新規)	
(1)	劇場、映画館又は演芸場		
(2)	観覧場		
(3)	ア 集会場又は公会堂 イ 火葬場又は納骨堂 ウ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの		
(4)	展示場		
(5)	体育館、水泳場、ボーリング場その他の運動施設		
(6)	公衆浴場		
(7)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
(8)	銀行その他の金融機関		
(9)	郵便事業、電気通信事業、水道事業、電気事業、ガス事業又は熱供給事業の営業所		
(10)	ア 公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設 イ 旅客の運送の用に供する電車、自動車その他の車両又は船舶（運行する路線又は就航する航路の起点及び終点が県内にあるものに限る。）		
(11)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの		
(12)	動物園、植物園、遊園地その他これらに類するもの		
(13)	老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
備考 この表に掲げる公共的施設には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業（以下「店舗型性風俗特殊営業等」という。）を営む店舗を含まないものとする。			
別表第3（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
(1)	(略)	(1)	(略)
～		～	
(3)		(3)	
(4)	前各項又は別表第1の(1)の項から(4)の項まで若しくは別表第	(4)	前各項又は別表第1の(1)の項から(15)の項までに該当しないサ

新		旧	
	2に該当しないサービス業を営む店舗		サービス業を営む店舗
備考 (略)		備考 (略)	